

竹田市立白丹小学校統合検討委員会会則

(目 的)

第1条 「竹田市長期総合教育計画」を基に竹田市教育委員会並びに竹田市総合教育会議で決定した方針により、白丹小学校と久住小学校の統合について検討することを目的とする。

(組 織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | | |
|--------|------------------|----|
| (1) 顧問 | 地元市議会議員 | 2名 |
| (2) 委員 | 白丹地区の分団理事 | 3名 |
| | 白丹公民館長 | 1名 |
| | 白丹小学校 PTA 会長、副会長 | 3名 |
| | 久住小学校 PTA 会長、副会長 | 2名 |
| | 白丹小学校校長、教頭 | 2名 |
| | 久住小学校校長、教頭 | 2名 |
| | 久住保育所保護者代表 | 1名 |

(役 員)

第3条 本委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員を選出は委員の互選によるものとする。

(役員の仕事)

第4条 会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は目的達成の日までとする。但し、特定の地位、又は委嘱された委員の任期は、特定の地位又は職にある期間とする。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことが出来る。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

事務局は白丹小学校に置く。

(その他)

第8条 検討委員会の会則に定めるもののほか、この委員会の運営に関して必要な事

項はその都度定める。

附 則

この会則は、令和7年6月30日から施行する。